

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 MT E U O S A合同会社が運営する笑がおの園新宿(以下「事業所」という)が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業従事者が、要介護又は要支援2であって認知症の状態にある高齢者に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の従事者は、要介護又は要支援2の者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。

2 事業の実施にあたっては、新宿区、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 笑がおの園新宿
- ② 所在地 東京都新宿区西新宿四丁目15番1号 西新宿パークハイツ2階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名以上
計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成する。
- ③ 介護従事者 3名以上(常勤及び非常勤職員)
従事者は、介護計画に基づき、事業を提供する。

(事業の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、9名とする。

共同生活住居 1戸 9名

(事業の提供方法等)

第6条 事業の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を、自信を回復するよう配慮する。

2 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。

3 サービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法について説明を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 利用料は、別表 1 利用料金表に示す。
- 3 生活保護等受給者については、別表 2 利用料金表（生活保護受給者適用表）に示す。
- 4 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。その場合でも実費相当分しか請求はしないものとする。

（入居利用にあたっての留意事項）

第 8 条 利用者は共同生活住居を利用する場合は、日常生活上のルールを守り生活するよう、利用者及びその家族に対し説明を行う。

（非常災害対策）

第 9 条 事業所は非常災害に備えるため、消防計画等を作成し避難訓練等を次のように行う。

- （1）防火責任者には事業所管理者を充て、火元責任者には事業所計画作成担当者を充てる。
- （2）始業時・就業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- （3）非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火責任者が立ち会う。
- （4）非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- （5）火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。
- （6）防火責任者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
防災訓練 年 2 回
避難訓練 年 2 回
- （7）その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（地域との連携等）

第 10 条 事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、指定認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、概ね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

2 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 事業所は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）その他虐待防止のために必要な措置、委員会の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを新宿区に通報するものとする。

（苦情処理に関する事項）

第 12 条 事業所は、利用者及びその家族からの苦情処理のため次の体制を整備するものとする。

- （1）苦情処理責任者の設置
- （2）苦情処理窓口の設置

(その他運営に関する留意事項)

第13条 従事者の質的向上を図るため次のとおり研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に規定する。

4 サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

5 身体拘束等の適正化のための検討するために身体拘束廃止委員会を設置し、職員に対しても身体拘束廃止のための研修を適時実施する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はMT EUOSA合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 2023年3月1日から施行する。

改訂履歴

版 数	改定日	内 容
初版	2019.11.01	原版を規程
2版	2023.2.7	第11条に虐待防止に関する事項を追加的に規程
2版	2025.9.3	第4条③ 介護従事者の数を13→11へ変更
2版	2025.9.30	第4条③ 介護従事者の数を11→3へ変更
2版	2025.9.30	第11条2 苦情処理に関する事項を第12条へ移行 第12条(その他運営に関する留意事項)を第13条へ移行